

吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス等事業所が障害福祉サービスを継続して提供するために必要なかかり増し経費について、その一部を予算の範囲内において補助することを目的として、吹田市新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別添1の「対象サービス種別」に掲げる事業所又は施設等を有する法人とする。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が本市において行う障害福祉サービス事業等のうち、厚生労働省の要綱に定める次に掲げる事業として市長が適当と認める事業とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

2 前項の「厚生労働省の要綱」とは、令和5年5月8日障発0508第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（令和4年度第二次補正予算分）実施要綱」とする。

3 補助対象者が1の事業所又は施設等において、第1項各号に掲げる事業のいずれも行なった場合は、当該両事業に対して補助するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

別添1の「対象経費」の(1)及び別添2に掲げる経費等、別添1の「対象サービス種別」の(1)に掲げる事業所等が関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な障害福祉サービスを継続して提供するために必要な経費

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

別添1の「対象経費」の(2)に掲げる経費等、別添1の「対象サービス種別」の(2)に掲げる事業所等が、緊急かつ密接な連携を実施することに伴い必要となる経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

(1) 障害福祉サービス等報酬又は他の補助金等の対象となる経費

(2) その他市長が不適当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が有する事業所又は施設等ごとに別添1の基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、市長が指定する期日までに、補助金交付（変更等）申請書（様式1から様式3まで）の提出により、交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第7条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する市長の指示に従うことを条件として交付する。

2 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金交付決定通知書（様式4）により、補助金を交付すべきでないとしめるときは補助金交付申請却下通知書により当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の条件のほか、交付の決定について条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の変更又は中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、補助金交付（変更等）申請書（様式1から様式3まで）の提出により、その申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請を承認すべきものと認めるときは補助金に係る変更等決定通知書（様式5）により通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 前2条の規定による決定通知を受けた補助決定者は、市長が指定する期日までに、補助金交付請求書（様式6）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第10条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、市長が指定する期日までに、補助金に係る実績報告書（様式7）に次に掲げる添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 歳入歳出決算報告書（様式7別添）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式8）により補助決定者に通知するものとする。

(精算)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、第10条の規定に

より既に交付した補助金の額が当該確定した額を超えるときは、期限を定めて、当該超える額を返還させるものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 第7条第1項に定める条件に違反したとき。

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(4) 第17条又は第18条後段の規定に違反したとき。

(5) その他この要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(財産処分の制限等)

第15条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理をするとともに、その効率的な運営を図るものとする。

2 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

3 補助決定者が、前項の期間を経過する前に市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第16条 補助決定者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告によりこの補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式9）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 補助決定者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税等の申告を行っているときは、前項の報告は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づくものとする。

3 前2項の報告があったときは、市長は、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(帳簿の整備等)

第17条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了後10年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又

は効用の増加した単価 50 万円以上の財産がある場合は、上記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第 15 条第 2 項に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、補助決定者に対し、補助対象事業の実施状況について報告を求め、又は職員に補助対象事業の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、補助決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。